学位申請論文の審査結果の要旨

京都府立大学学位規程 12 条に基づいて、以下のとおり研究科会議に報告する。(なお、審査論文内容については、「学位申請論文要旨」を参照願いたい。)

「経過〕

3名の審査委員(津崎審査委員、小沢審査委員、中村審査委員)による審査(平成26年10月9日、12月4日、平成27年1月15日、2月5日)をふまえたうえで、平成27年2月19日(16時15分から17時45分)の公開審査(最終試験)となった。本論文の内容は、公開審査(最終試験)において学位申請者である徳永祥子から説明がなされ、その後、2名の審査委員(小沢審査委員、中村審査委員)と19名の出席者との質疑応答がなされた。審査委員の論文に対する評価と2月19日の主な質疑応答の内容は、以下のとおりである。

「評価」

申請者は、本研究科博士前期課程修了以降 10 年間、児童自立支援施設(自治体立 8 年、 国立で2年)の児童自立支援専門員として実践を積み重ねてきた。その過程で担当する少年 たち自身の出自・生育歴・親子/家族/親族関係などについての認知度が入所中および退所後 の行動に及ぼしている事実を実感させられてきた。多くの少年はそれらについてほとんど誰 からもインフォームされておらず、ゆえに自分はだれか確固とした認識がもてず、退所後も 保護者とどう接すべきか、どのような将来が待ち受けているか予想・期待する術を持ち得て いないことに、申請者は愕然とせざるをえなかった。こうした懸念と問題関心は社会的養護 の制度的・実践的展開への疑念を生じさせるに至ったが、解決策を求めて内外の施策・実践 を探求する中、英国のライフストーリーワーク(Life Story Work 以下 LSW と略す) と出遭 った。LSW とは、社会的養護児童の知る権利を保障し、彼ら自身のアイデンティティ確立 に資する様々な情報提供や活動を通じて、自分自身についての物語(ストーリー)を明確化 させたり、「あいまいな(あるいは誤った)」自己物語の再編・修正などを行うことによって、 アイデンティティ確立をのぞむ社会的養護児童の切実なニーズに対応する新たな支援法で あり、児童ソーシャルワークの専門的知識・技能の一部を構成するものである。申請者は、 このようなLSWという新たな支援法を自らの職場に適用できるかどうか可能性を探るべく、 内外の資料文献の渉猟とともに、共通関心を抱く研究者・ソーシャルワーカー・施設職員と 協働し LSW 研究会を組織し、文献研究およびケース研究を日常化させるとともに、小規模 アクションリサーチや施設退所者への面談調査を実施し、新たな支援の可能性を探ってきた。 さらにそうした努力の一環として、研究会メンバーによる3度の英国のLSW 実践機関への 訪問調査、併せて英国から専門家を招聘し数回にわたり研修会を開催するなどして、児童自 立支援施設のみならず、児童養護施設・乳児院・里親家庭・児童相談所などの関係者をも関

与させ、日本の社会的養護施策とその実践展開に、LSW という新た支援法を導入する有効性を検証し、その日本の現場での導入可能性を長年探ってきたのである。本論はそうした申請者の長年にわたる探求・実践を学術的に結実させたものである。

上に記した申請者の実践上の懸念や要請に加えて、日本における社会的養護施策は、長年大規模施設による集団養護を主流としており、個々の児童の生育歴などの個別化に基づくニード特定とその充足を優先する実践は行われてこなかったことが、本論の背景となっている。近年の国連子どもの権利委員会による度重なる是正勧告を受け、厚労省からも家庭養護重視と施設小規模化と併せて、個別養護や生育歴やその影響を重視する動きが活発化してはいるが、それらを具体化する方策が十分に構想・実施されるまでにはいたっていない。申請者の関心と国策動向はこうして同方向を目指す新たな支援方法の開発・普及へと収斂してきた。そこにLSWが登場し、斯界の関心と動向に大きな役割を果たすこととなったのである。各章の内容は、以下の通りである。

序章では、実践を通じてたどり着いた問題意識と社会的養護施策に通底する問題を子ども「知る権利」の観点から記述し、LSW につながる社会的養護問題の局面を提示し、本論の構成を概説している。

1章では、序章で提示した申請者の問題関心への突破口として、さらに現在日本における 社会的養護施策・実践動向が要請する新たな支援法として LSW を位置づけ、その定義・実 践展開・独自性・有効性・リスク並びに実践上の留意点について検討している。

2章では、英国における LSW の構築過程・史的変遷・実践と記録の法基盤・実践課題・他領域実践事例を検討したのち、LSW を実施する社会機関ごと(里親・施設・自治体部局・民間機関)の特性・課題を抽出するとともに、申請者らが訪問調査した英国の専門機関の具体例(英国養子縁組/里親委託協会・リーズ市 LSW 相談所・性虐待被害児童治療専門機関)をとりあげ、LSW における人材養成・研修、スーパーヴィジョンの局面を描き出している。その結果、法基盤は 2002 年養子縁組・児童法や 2004 年児童法、技法や内容は対象のニーズや実践組織の使命に応じる多様性、人材の体系的育成や査察指導が下支えであること、LSW 義務化の弊害、ワーカーが LSW に割ける時間・人員不足などが実践の妨げであることなど、見出している。

3章では、英国ではケアリーヴァー(Care Leaver:社会的養護を離れる/た若者)にもインケア児同様、LSW が提供され、出自・生育歴・社会的養護措置事情・親族関係などを「知る権利」が保障され、そのため何重ものセーフティネット整備されていることを明らかにしている。ケアリーヴァーにも LSW に取り組む(取り組まない)選択肢が存在することは、アイデンティティ保障策として各種の支援と併せて、社会的排除防止の条件整備であることを見出している。さらに、戦後英国の国策児童移民となった元移民・親族への支援機関である Child Migrants Trust と孤児海外移民の最大民間組織 Barnardo's の LSW 部門の訪問調査を行い、活動現況と記録保管システムを明らかにし、自治体児童福祉部門での実情も併せ

て、記録の保管・開示の意義を見出している。このように 2-3 章では英国の LSW 展開とその諸条件を明確化し、LSW 成立の前提となる諸課題が提示されている。

4-6章は日本における LSW 研究の成果である。4章では施設退所者の公刊手記の再分析と個別面談調査を通じて、社会的養護当事者の LSW ニーズを明らかにしている。社会的養護委託中に出自・生育歴・親族関係などを「知る権利」が保障されていないだけではなく、将来家庭復帰などで家族関係が回復する見込みがないにも拘わらず、社会的養護に至る原因(保護者や家族の問題や病理)が説明されておらず、「あいまいな喪失」体験に留められている事実が浮かび上がり、LSW を通じて基本情報のみならず、対象児をめぐる事実関係の正確な把握を支援し、自らの境涯を覚知させ、現実を受け入れ自尊心を強め、将来展望を抱きうることの必要性を、社会的養護当事者の語りを通じて確認している。

5章では、要保護性に虞犯・非行・犯罪歴が伴う児童自立支援施設入所児も他の社会的養護児と同じニーズを抱えており、児童自立支援施設機能の強化策として LSW を導入する意義を論じている。その実証手立てとして、児童自立支援専門員として担当した入所児 2 名に LSW を実施し、そのプロセスを検証した。退所した彼らへ面談調査を行い、彼らの評価を分析し LSW の効果や意義を次のように明確化している―①特定の支援者と個別に時間がもてること、②新たな情報を知りえて自らや家族への認識が向上したこと、③退所後も手元に保持できる Life Story Book が作成できたこと、④被虐待や離別・喪失体験を率直に語り出せたこと、⑤非行児童というアイデンティティから脱却できたこと。この LSW 評価研究の結果、LSW の有効性が一応確認できただけではなく、新たなアイデンティティ確立に加え、自尊心を損なう非行アイデンティティからの脱却という予想外の効果があることも確認できている(この部分の調査研究に関しては京都府立大学倫理委員会の許可を得ている)。

6章では、日本でのLSWの実践展開・調査研究の状況把握が試みられている。現在は導入初期で多くが個別支援者による局面的実践にとどまり、真実告知や生育歴再確認の域を出ず、離別・喪失体験やトラウマからの回復を視野に入れたLife Story 再構成に通じる実践・研究は存在していないことが見出された。実践者の多くはLSWの意義や必要性を認識していたものの、養成研修やスーパーヴィジョンの欠如がLSWの発展普及を阻んでおり、英国に準じる次元での実践展開には未だ遠い実態が判明している。

終章では、日本でのLSW確立に不可欠な諸条件を確定しようと試みている。現時点でのLSW導入をもたらす主課題は、社会的養護の特性/限界(施設養護偏重・児童相談所の非専門性等)を踏まえ、社会的養護当事者のアイデンティティ確立に必要な情報を「知る権利」が保障される施策・実務環境の整備であり、それを下支えする日本版 Life Story Book の作成・普及が必要なこと、今後より多くのニーズに対応できる日本型 LSW が社会的養護での支援の過程で成立するには、これまでの議論や英国の施策・実践から収斂してきた諸要件が前提となることが明示されている。そうした主要件には、①LSW 人材養成研修とスーパーヴィジョン制度の確立、②LSW の前提となる個人記録の保管/開示制度確立、③独善性・権力性を帯びる影響力が伴う親権主義の可能性を排除すべく LSW における倫理規範の精査・確定、などが含まれることを見出し、本論文をむすんでいる。

本論のオリジナリティと価値及び申請者への期待などは以下の7点としてまとめられる。

- 1 自らの児童ソーシャルワーク実践で遭遇した支援対象児が抱える困難さの原因を探求する過程で、アイデンティティの未確立・混乱を原因と想定し、その解消に支援を焦点化する方策として LSW を試み、一定の有効性を確認している。
- 2 支援対象児の LSW ニーズを生成する原因には、「あいまいな喪失体験」が存在していることを明らかにし、社会的養護児のニード把握に新たな知見をもたらしている。
- 3 LSW や支援後評価の前提となる支援対象児童との信頼関係(ラポール)を築くことに成功しており、この種の実践・調査研究活動に不可欠な対人関係形成資質・能力に申請者は長けていることが評価できる。
- 4 社会的養護史において種々実践されていた支援対象児のアイデンティティ確立のため の諸支援活動を、社会的養護実践における新たな支援法としての LSW に収斂させ、そ れに学術的基盤を与える試みにほぼ成功している。
- 5 LSW の英国における展開(歴史・変遷・法基盤・実践展開・技能・記録保存/開示制度・ 養成研修・スーパーヴィジョン)を詳細に検討し、LSW が成立する諸要件を抽出して いる。
- 6 日本における LSW の成立要件を、英国での展開に照らし、支援対象児の「知る権利」 を保障する施策・実務環境の整備、LSW 実践者の養成/研修、社会機関における記録保 管とその開示制度の確立、日本型 Life Story Book の作成・普及などとして、実践と調 査研究の成果に基づき提案できている。
- 7 申請者のこれまでの調査研究・実践は本論に結実しているが、今後は調査研究と実践を きり結ぶ研究者として、社会的養護・司法福祉・児童福祉・英日比較という限定分野を 超えた学問領域との交流・対峙、自らの研究活動/研究成果の相対化・客体化を通じて、 ヒューマン・サービスへの実践的・学術的発展に貢献する研究者となるよう期待されて いる。

[公開審査会の状況]

公開審査では、審査委員と出席者から主に博士論文の内容と主張の有効性を問う、あるいは確認する質問とそれらに対する応答が、以下のようになされた。

まず小沢審査委員から、これまで記述されてこなかった LSW に着目し、博士論文に仕上げたことは評価できるが、ライフストーリーワークやケアリーヴァーのようなカタカナ語ではなく、自己物語確定支援とか自分史作成支援、社会的養護経験者や施設退所者のような適切な日本語を用いて記述できないのか、LSW の目的がアイデンティティ確立であるとの立場から、非行臨床との関連において、「諦観」と「脱アイデンティティ」という用語を用いているが、前者は等身大の自分の「受容」の方が適切なのではないか、後者はアイデンティティを脱するとはどういうことか、との質問があった。これに対して、LSW という英国で開始された実践はソーシャルワークと同様に日本語になじまないし、ケアリーヴァーという用語は英国では養子・里子・施設退所者をすべて含む幅広い概念である、「諦観」とは定義

によれば前向きな意味で諦めに達すること(達観)を意味し、LSW の目的との兼ね合いでは一般家庭で育った子どもが普通に持っているものを諦めるという過程を含み、自己の固有な存在を明確に意識するという極めて積極的な自己認識への到達を表現するために用いた、脱アイデンティティに関しては非行臨床の場合、「非行児童」というアイデンティティを脱し新たなアイデンティティを確立していく前段階としての自己覚知を表現する意図で用いたのであり、決してアイデンティティ自体を脱する、喪失するという意味ではないと、回答した。次いで、本論文は、日本におけるLSWの実践展開を提示するという課題を挙げているものの、日本版LSW確立の必要性を少数の実践事例に依拠して提唱している観が否めず、ミクロな実践展開の諸条件とマクロな施策展開の構想との連関をさらに詳細に議論する必要があるのではないか、との要望が出された。これに対して、日本型LSWの主な成立要件の検討と明確化までは何とか到達できたが、マクロ・ミクロの関連の精緻化ついては今後の課題として取り組みたい、との応答がなされた。

次に中村審査委員との間で質疑応答があった。同審査委員は、児童自立支援実践における 問題意識を研究論文に落とし込んだ点、児童福祉や社会的養護に限らず幅広い領域の内外論 文・資料を渉猟し、本研究に際し3度の渡英調査を行い、英国での最新状況の把握と関係機 関・研究者・実務者との研究交流を積み重ねてきた点は評価に値すると述べ、申請者が論文 作成で最も精力を傾注した点はどの局面か、質問した。これに対し、ミクロ・マクロの両極 に偏らずに当事者の語りから、法律・制度・施策・実践・慣行・文化・倫理などを視野にお いて LSW を捉え論理的に記述するよう努力したこと、と回答がなされた。次いで、冒頭の 三角形の階層図の横軸は LSW を実施する支援者の専門性の濃淡のことか、との質問がなさ れたが、それに対しては、縦軸は子どもの支援ニーズの濃淡、横軸は LSW を必要としてい る子どもの割合、と回答がなされた。さらに、LSW は「誰でも(ケアワーカー、里親、ソ ーシャルワーカー)」できると記述されているが、実践者の専門性をどう考えるか、との質 問がなされた。これに対しては、生活場面型 LSW は日常子どもと接する者が適切な研修を 積んで行われ、セッション型やセラピー型の LSW は専門研修の度合いが高まり、こうした 3種のLSW は支援ニーズの度合いにより使い分けられる、と回答がなされた。さらに、社 会的養護の子どもへの支援としての LSW と非行臨床での LSW の両方を「社会的養護の子 どもへの LSW」という枠で括ることができるのか、と質問がなされた。これに対しては、 社会的養護の子どもと非行の子ども(被害者性と加害者性を併せ持つ)のニーズは同じとい う理論基盤で本論文を書いており、可能であると回答がなされた。次いで、同審査員からは、 本論文におけるケアリーヴァーへの面接調査の限界を第三者性の弱さとして挙げているが、 支援に直接関与した主体にしか実施できないし、やり方自体に問題はないので自信をもって もらいたい、との激励が寄せられた。

この後フロアとの質疑応答が次のとおり行われた。吉岡真佐樹教授(京都府立大学大学院公共政策学研究科)から、LSW は英国から来た手法だが、英国でも児童自立支援施設の子どもも含めての支援手法として想定されているのか、との質問がなされた。これに対して、英国でも非行や「加害行為」のある子どももLSW支援の対象であり、本論文では非行臨床として分類しているが、他の社会的養護の子どもと同様のニーズを抱えているか、もしくはより重篤なニーズを抱えていると想定されている、との回答がなされた。(津崎審査委員に

より、英国では非行児童施設出身というラベルを貼られる方がよほど有害であるとの施策理念から、児童自立支援施設(Approved School)は1970年代に廃止されたが、地域内支援においてLSWは不可欠となっていると補足説明がなされた。)加えて、吉岡教授からは、「ライフストーリーワーク」というカタカナ表記を日本で主流にするのは困難ではないか、カタカナでしか表記できないのは定義づけの曖昧さを反映しているのではないか、日本語表記を試みる必要はないのか、理解しやすい邦語を当てる努力が必要ではないか、との提言がなされた上で、申請者が記述した「諦観」の用法は、ドイツ語・ドイツ哲学における用法で考えると全く問題なく、その通りだとの解説が加えられた。

続いて、服部敬子准教授(京都府立大学大学院公共政策学研究科)から、ナラティブや「物語」などが保育学や発達心理学でも取り上げられるようになり、LSW が児童福祉学に登場してきていることに大いに啓発された、LSW は3つの次元で想定されているが生活場面型LSW が基盤で、これが当たり前に行われていなければ、次のセッション型やセラピー型に進むことができないであろう、学校教育では小2に家の人に自分の成育歴を尋ねたり、家族写真を持ってくるという取り組みが行われ、7、8歳時に将来展望の作文を書かされるが、施設で育つ子どもはどう対処するのか懸念させられることがあった、との評価・所感が述べられ、相応しい時期に子どもの発達に応じて必要な個人・家族情報を伝えていく必要があるという点では、非行少年でも5、6歳児でも子どものニーズは同じという視点が大切であるとの指摘がなされ、LSWによる支援の意義が確認された上で、ケアリーヴァーとの面談調査で言及されていた「ある程度の現実認知を獲得している人」という表記の内容はどのようなことか、質問がなされた。これに対して、親が自分を育てられなかった理由、施設入所理由や実家庭での暮らしのしんどさが認識できていることや、さらに、他のケアリーヴァーとの比較において「自分のライフストーリーを知っていてラッキーだった」と思えることなどがそれにあたる、との回答がなされた。

最後に、中村正教授(立命館大学大学院応用社会学研究科)からは、LSW の実践と研究に携わったからには、支援対象となった若者たちへの責任を引き受けることが大切であり、LSW とは必然的に当事者に負荷をかける作業となり、パンドラの箱をあけることになる、LSW ワーカーはそれらを社会の側にも投げ返す責任を負うことにもなる、Social Justice、対人援助と民主主義というテーマがここにはあるといえる、この博士論文は、そのような責任をこの先も負っていくという申請者の宣言を含むのではないか、という激励の言葉が寄せられた。

[審査結果の報告]

審査委員3名による論文審査、およびそれをふまえた2月19日の公開審査における質疑 応答を通じて、申請者の一貫した論旨が確認され、論文で明らかにしようとした目的が達成 されており、申請者は自立した研究者としての能力と学識を有している、と本審査委員会は 判断する。

よって、本委員会は、本論文が博士(福祉社会学)の学位に値すると認めるものである。